

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び糸魚川地域振興局において縦覧に供する。

平成24年6月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年5月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぐりーんバスケット
- 3 代表者の氏名
小池 洋一
- 4 主たる事務所の所在地
糸魚川市南押上3丁目8番35号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、会員同士が相互に援助活動を行うことにより、高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、地域に根ざした有償在宅福祉ボランティア活動を行うことを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 子どもの健全育成を図る活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～④ (略) ⑤ <u>地域の健康福祉に関する受託事業</u> ⑥ <u>その他目的を達成する為に必要な事業</u> (職務) 第15条 <u>理事全員はこの法人を代表する。また理事長は、この法人の業務を総理する。</u>	(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～④ (略) ⑤ <u>その他目的を達成する為に必要な事業</u> (職務) 第15条 <u>理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</u>